

ご本人様およびご世帯主様のご職業・お勤め先(または経営会社)について

私(ご本人様)、および世帯主(ご本人様の場合はご本人様のみ)は証券会社、FX 業者、投資顧問会社、投資運用会社等の金融商品取引業者勤務ではありません。

※当社ではご本人様、および世帯主様が金融商品取引業者(証券会社等)へ勤務の場合、口座開設を受付できません。

反社会的勢力でないことの確約に関する同意について

私は、次の(1)及び(2)について確約した上で、口座開設を申込みます。

- (1)現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。
- (2)自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わない。

なお(1)のいずれかに該当し、若しくは(2)のいずれかに該当する行為をし、又は(1)に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、又は通知によりこの口座が解約されても異議申し立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。

外国 PEPs※に該当しないことの申告

私は次に掲げる(1)～(4)に該当しないことを申告し、口座開設を申し込みます。

- (1)外国の元首
- (2)外国において下記の職にある者
 - ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職

- ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

(3) 過去に(1)又は(2)であった者

(4) (1)～(3)の家族

※外国 PEPs とは「外国の政府等において重要な地位を占める者とその地位にあった者、その家族等」を指し、外国 PEPs に該当するお客さまは、口座開設時に、より厳格な本人確認が必要となるため本画面からお申込みいただくことができません。

※外国 PEPs に該当するお客さまはカスタマーサービスセンター(0120-104-214、平日 8:00～17:00)までお問い合わせください。携帯電話のお客さまは、ナビダイヤル(0570-550-104、平日 8:00～17:00)をご利用ください。(ナビダイヤルは 20 秒 11 円(税込)の通話料がかかります。)